

会社法で新たに子会社とな った会社の保有親会社株式

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 28

【要約】

昨年6月29日に「会社法」が成立し、今年5月1日から施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法では、旧法と比べて、子会社の定義が拡大した。そこで、旧法のもとでは子会社でなかったが、会社法の下では子会社となる場合が存在する。

そのような会社が、旧法のもとで実質的な親会社の株式を取得・保有していた場合、会社法の施行後どのように対応すべきかと言う問題が生じている。

1. 前提

(1) 子会社の定義の拡大

会社法では、旧法に比べ、**子会社の定義が拡大**している（会社法2条3号、会社法施行規則3条・4条）。大まかに言えば、次のように拡大されている^(注1)。

(1) 株式会社以外の法人も含む

(2) 議決権の過半数という形式基準（旧法の基準）ではなく、**実質的に支配しているか否かという基準（実質基準）**により判断する

なお、関連する主な条文は次の通りである。

会社法2条3号

子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社が**その経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**をいう

会社法施行規則3条（子会社及び親会社）

- 1 法第2条第3号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の**財務及び事業の方針の決定を支配している場合**における当該他の会社等とする。
- 2 法第2条第4号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社

の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

- 3 前二項に規定する「**財務及び事業の方針の決定を支配している場合**」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。
- 一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が100分の50を超えている場合
 - イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
 - ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
 - ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
 - 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が100分の40以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が100分の50を超えていること。
 - (1) 自己の計算において所有している議決権
 - (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
 - ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が100分の50を超えていること。
 - (1) 自己の役員
 - (2) 自己の業務を執行する社員
 - (3) 自己の使用人
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者
 - ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。二において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が100分の50を超えていること。
 - ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
 - 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が100分の50を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- 4 法第135条第1項の親会社についての第2項の規定の適用については、同条第1項の子会社を第2項の法第2条第4号に規定する株式会社とみなす。

(注1) 以下のレポート参照。

- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に ~ 会社法関連省令シリーズ - 2」(横山淳、2005.12.19 作成)
- ・「会社法上の親子会社の定義 Q & A ~ 『会社法』の焦点シリーズ 6」(堀内勇世、2005.8.19 作成)

(2) 子会社による親会社株式の取得の原則禁止

会社法では、一定の例外を除き、子会社が親会社の株式を取得・保有することは禁止されている(「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」)^(注2)。

これは旧法のもとでも、ほぼ同様であった。

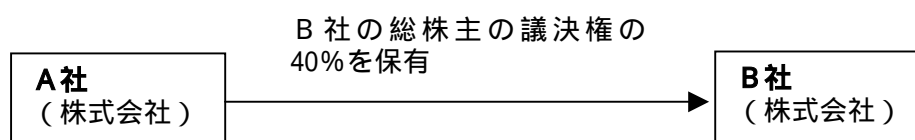
ただし、**子会社の定義の拡大に伴い**、「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」の規制が課せられる範囲が変更、拡大した。つまり、「**子会社による親会社株式の取得の原則禁止**」違反となる**範囲が拡大した**。

(注2) 以下のレポート参照。

- ・「会社法における子会社の親会社株式取得の禁止 ~ 『会社法』の焦点シリーズ 9」(堀内勇世、2005.8.31 作成)

2 . 問題の所在

例えば、次のような事例があるとする。



旧法の下では、総株主の議決権の過半数を握っているか否かの基準(形式基準)により子会社か否かを決定していた。それゆえ上記のB社は、旧法の下では、A社の子会社でなかった。それゆえ、A社の株式を保有していても、「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」に違反していなかった。

しかし、会社法の施行に伴い、実質基準により、A社の子会社と認定されるにいたったとすると、会社法の下では、A社の株式を保有したままだと「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」に違反することになる。

そこでこのような場合、会社法のもとで、B社は保有するA社の株式をいつまでに処分すればよいのかと言う問題が生じる。

3 . 問題への対応

上記の問題点について、法務省の方の手による「論点解説 新・会社法」(注3)の176ページに関連する記述が存在する。

これをもとにすると、**会社法 135 条 3 項**に規定するとおり、「**相当の時期**」に、B社は保有するA社の株式を**処分する必要がある**ことになる。

また、**相当の時期**については、同書の174ページに以下のような記述が存在する。

同項(筆者注:会社法 135 条 3 項)では、取得した事業年度終了までと言うような一律の規律を設けることはせず、相当な時期に処分すべきとこととされている。したがって、当該親会社株式の市場価格等の諸事情を勘案して、適切と考えられる時期に処分すればよく、状況によっては、相当長期間保有することになる場合もあるものと考えられる。

(注3)相澤哲(法務省大臣官房参事官)・葉玉匡美(法務省民事局付検事)・郡谷大輔(前法務省民事局付)編著「論点解説 新・会社法」(2006年、商事法務)のことである。